

鎌倉市個人情報保護条例の改正に対する意見募集の結果について

番号	項目	意見	市の考え方
1	1 個人情報開示請求等の手数料 (匿名加工情報の手数料を含む)	特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工情報の利活用について、鎌倉市が当面の間導入を見送ることとしたことを評価する。また、今後も導入をしないよう求める。	今後の匿名加工情報の提供制度の導入については、先行自治体の取組みを注視し、社会情勢の変化等を踏まえ、検討してまいります。
2	5 審議会への諮問	個人情報に係る目的外利用や提供など、個別案件については、今後も個人情報保護運営審議会において実質的な審議が担保されるよう要綱等で明確なルール化を行い、現状より後退しないよう取り組むことを求める。法改正を踏まえつつも最大限、現行条例の精神を生かしていくべきである。	審議会への諮問案件については、法の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護制度に関する市の施策の継続性を確保するため、条例の制定改廃を行う場合のほか、個人情報の取扱いにおける適正な運用を行うための細則や基準等を定める場合等を規定することで、引き続き個人情報保護の確保に努めてまいります。
3	5 審議会への諮問	改正個人情報保護法第129条が「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」、「個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞く事が特に必要であるとき」に諮問が可能であると規定していることを広く解釈して、運用すべきである。 要配慮個人情報の取扱いをするかどうか、本人外収集をするかどうかの是非について、諮問することはできないが、取り扱う場合にはどのような注意が必要かや関連してどのような問題が考えられるのかといったことであれば諮問できると考えられることから、今までと同レベルの運用になるよう図るべきである。	